

令和3年3月30日

武蔵野環境整備株式会社  
従業員各位

武蔵野環境整備株式会社  
総務部 石井裕次

## 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

### 〔本人の場合〕

#### 1. 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合

##### 【相談窓口について】

地域によって支援体制が異なりますので、まずはかかりつけ医や発熱外来のある医療機関など身近な医療機関に電話で相談してください。かかりつけ医がない場合、土日祝日や夜間など相談先に迷った場合は、添付書類「相談窓口一覧」を確認し、各県の「相談窓口」に電話で相談をしてください。事前連絡なしに、直接医療機関を受診することは絶対に避けてください。

所属長に連絡し、直ちに医療機関を受診してください。医療機関を受診する場合には、必ず事前に電話で相談し、指示を受けてください。PCR検査等が陰性の場合や、医師の判断で感染の疑いがないとされるまで、および風邪様症状がなくなるまでの間は出勤を禁止します。その間は不要不急の外出を避け、体調の変化に注意するとともに、朝晩二回体温体調等について所属長に報告をお願いします。

- ① 出勤後に風邪様症状が出た場合、マイカーなどで出勤されている方は直ちに帰宅してください。公共交通機関で通勤している方は、本社へ連絡してください。社有車で自宅までお送りします。（接触者が増えないよう待機をお願いします。）
- ② 症状があった社員が接触した箇所をアルコール等で拭き取ると共に当該社員と接触のあった社員等の特定を行います。

#### 2. 受診後 PCR 検査等を行った場合

- ① 受診した医療機関の医師が必要と判断した場合、検査が実施されます。
- ② 検査結果が出るまで、1～2 日程度かかる場合があります。その間も他者との接触を控え、マスク着用・手指消毒を徹底してください。
- ③ 抗原検査または PCR 検査で陽性の時、→3. 感染が確定した場合
- ④ 抗原検査および PCR 検査で陰性の時、→自宅待機解除となります。

#### 3. 感染が確定した場合

##### 【本人の対応】

診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、速やかに所属長に連絡をしてください。

現時点では、指定医療機関等の医療機関で治癒するまで入院となります。ただし、軽症の場合は指定宿泊施設もしくは自宅での療養が指示され、保健所が健康観察を実施する場合があります。

#### 【他の社員等への対応】

社員の感染が確定した場合は、保健所は感染者などから聴取を行い、濃厚接触した人を決定します。このため、中央のシフトや作業状況など感染者の行動歴から、他社員に対しあらかじめ会社での接触状況を所属長などが伺うことがあります。

### 4. 感染により休業した場合の取り扱いについて

- ① 新型コロナウイルスは指定感染症であり、就業制限解除の基準（退院基準と同じ）を満たすまでは就業できません。
- ② 新型コロナウイルスは指定感染症のため治療費は国費負担になります。従業員本人が罹患した場合、休業中は無給となります（休業3日を経過した日以降は健康保険から傷病給付が支給されます）。

### 5. 感染後の入院・宿泊・自宅療養の解除目安

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取り扱いについて（令和2年6月12日版）

- ① 感染の症状が見られた場合、次のいずれかを満たした後に退院・療養終了となります。
  - ・発症日後10日かつ症状軽快後72時間が経過（最短10日）
  - ・症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認
- ② 感染の症状が見られなかった場合、次のいずれかを満たした後に退院・療養終了となります。
  - ・検体採取日から10日以上経過
  - ・検体採取日から6日以上経過し、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認
- ③ 上記の退院・療養終了基準を満たした場合に、法律に基づく就業制限も解除されますが、最終的な勤務再開日は、退院・療養終了後の体調などを確認しながら、所属長と相談の上決定します。

### 6. 濃厚接触者となった場合（保健所が指定した者）

- ① 感染の疑いがあるまでの間は出勤を禁止します。所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。
- ② 保健所の指示に従い、PCR検査等を受けてください。
- ③ 抗原検査またはPCR検査で陽性の時、→3. 感染が確定した場合
- ④ 抗原検査およびPCR検査で陰性の時、→最終接触から14日間の自宅待機とします。
- ⑤ 体温測定を朝・晩毎日実施し、体調とともに記録を取り所属長へ報告してください。

### 7. 接触者となった場合（会社が指定した者）

【接触者：感染疑いのある者の症状が出る2日前までに、同一シフトの中央勤務者、点検等で同一車両の同乗者、1m程度でマスク無しで15分以上の接触のあった者、席が2m以内の者】

- ① 感染疑いのある者の抗原検査、PCR検査の結果が判明するまで自宅待機
- ② 感染疑いのある者の抗原検査、PCR検査で陽性の時、接触者は自費でPCR検査を受けてください。（費用は後日清算します）
- ③ 感染疑いのある者の抗原検査およびPCR検査で陰性の時、→自宅待機解除。14日間の健康観察。
- ④ 朝晩二回体温体調等について所属長に報告をお願いします。

## 〔同居家族等の場合〕

### 1. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 所属長に連絡し、保健所からの指示事項があれば伝えてください。
- ② 同居家族等の経過観察期間と同じ期間を自宅待機とします。当該同居家族等との接触を避け保健所からの指示がない場合は自費でPCR検査等を受けてください。
- ③ 同居家族等がPCR検査等を受けて陰性だった場合は自宅待機を解除しますが、引き続き当該同居家族を含め、体調観察をしてください。
- ④ 朝晩二回体温体調等について所属長に報告をお願いします。

### 2. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が出たら、所属長にその旨を伝えて自宅待機としてください。自宅でも感染防止策の徹底に留意してください。
- ② 同居家族等がPCR検査等を受けて陽性の時→4. 同居家族等の感染が確定した場合。
- ③ 同居家族等がPCR検査等を受けて陰性の時→自宅待機を解除。14日間の健康観察。
- ④ 体温測定を朝晩毎日実施し、体調とともに記録を取り所属長へ報告してください。

### 3. 同居家族等の感染が確定した場合

同居家族等の感染が確定した場合、社員は濃厚接触者になります。

〔本人の場合〕6. 濃厚接触者となった場合（保健所が指定した者）を参照してください。

### 4. 同居家族等の感染または疑いにより自宅待機した場合の取り扱いについて

同居する家族が罹患または感染の疑いがあるが社員本人が罹患していない場合の自宅待機期間は特別休暇になります。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。



## 相談窓口一覧

### ■新型コロナウイルス感染症に関する各相談窓口（埼玉県）

所在地	電話相談窓口	電話番号	備考
埼玉県	さいたま市帰国者・接触者相談センター	048-840-2220	8:30~17:15
	新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター	0570-783-770	24 時間対応（土日・祝日を含む）
	南部保健所	048-262-6111	8:30~17:15 蕨市・戸田市
	朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市・志木市・和光市・新座市 ・富士見市・ふじみ野市・三芳町
	春日部保健所	048-737-2133	春日部市・松伏町
	草加保健所	048-925-1551	草加市・八潮市・三郷市・吉川市
	鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市 ・伊奈町
	狭山保健所	04-2954-6212	所沢市・飯能市・狭山市・入間市 ・日高市
	幸手保健所	0480-42-1101	久喜市・蓮田市・狭山市・白岡市 ・宮代町・杉戸町
さいたま市	さいたま市保健所	048-840-2205	8:30~17:15
川越市	川越市保健所	049-227-5101	8:30~17:15
越谷市	越谷市保健所	048-973-7530	8:30~17:15
川口市	川口市保健所	048-423-6832 048-266-5557	8:30~17:15

■新型コロナウイルス感染症に関する各相談窓口（千葉県）

千葉県	千葉県発熱相談コールセンター	03-6747-8414	24 時間対応（土日・祝日を含む）
	習志野保健所	047-475-5151	平日：9:00～17:00 習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市
	市川保健所	047-377-1101	市川市・浦安市
	松戸保健所	047-361-2140	松戸市・流山市・我孫子市
	野田保健所	04-7124-8155	野田市
	市原保健所	0436-21-6391	市原市
千葉市	千葉市保健所	043-238-9920	千葉市
船橋市	船橋市保健所	047-409-3668	船橋市
柏市	柏市保健所	04-7167-1255	柏市

■新型コロナウイルス感染症に関する各相談窓口（東京都）

東京都（日中）	各保健所の相談センター		
板橋区	板橋区保健所	03-5877-4834	平日：9:00～17:00
足立区	足立区保健所	03-3880-5474	平日：8:30～17:15
葛飾区	葛飾区保健所	03-3602-1399	平日：8:30～17:15
江戸川区	江戸川保健所	03-5661-2475	平日：8:30～17:15
北区	北区保健所	03-3919-3102	平日：9:00～17:00
荒川区	荒川区保健所	03-3802-3111 (内線 430)	平日：8:30～17:15
東京都（夜間）	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター	03-5320-4592 [都内全域対象]	休日・夜間